

外食産業等と連携した加工食品の輸出需要拡大対策事業実施要領

制定 平成28年10月11日付け28食産第2703号

農林水産省食料産業局長通知

一部改正 平成29年3月31日付け28食産第6116号

一部改正 平成30年2月1日付け29食産第4600号

一部改正 平成30年3月29日付け29食産第5475号

一部改正 平成31年2月7日付け30食産第4469号

第1 趣旨

本事業の実施については、外食産業等と連携した需要拡大対策事業実施要綱（平成28年10月11日付け28食産第1074号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

第2 目的

加工食品の輸出需要フロンティアの開拓を図るため、産地と外食産業等との連携により、国産農産物等を原材料とした加工食品の新商品開発を推進し、その輸出拡大に貢献する取組等を支援する。

第3 事業対象加工食品

本事業の対象となる加工食品は、日本国内で生産された青果物、茶等工芸農作物、穀類、いも類等甘味資源作物、畜産物、特用林産物及び水産物並びにこれらを主な原料とする加工品（以下「国産農産物等」という。）を原料の一部とし、輸出又は外国人向けに需要を創出するものとして製造されたものとする。

第4 事業実施主体等

1 事業実施主体の要件

要綱別表1の事業実施主体欄の食料産業局長が別に定める団体は、次に掲げる要件全てを満たすものとする。

- (1) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施することができる能力を有する団体であって、加工食品に関する専門的知識を有し、第5の2の事業を実施する者の事業実施計画の審査を行える体制を構築することができるものであること。
- (2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これらに準ずるもの。）を備えていること。
- (3) 主たる事業所が日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる団体であること。

- (4) 農業協同組合連合会、農業協同組合、事業協同組合連合会、事業協同組合、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は複数の民間団体により組織する団体（民法（明治29年法律第89号）上の組合に該当する団体で、当該団体を構成する全ての団体（以下「構成団体」という。）が本事業を実施すること等について同意していること、当該団体を代表する団体を定めていること、構成団体が定款、事業計画等を有しており、本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であるものをいう。）のいずれかであること。
- (5) 法人等（法人又は団体をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと又は法人等の役員等（法人である場合にあっては役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合にあっては代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

2 外食・加工業者等の要件

第5の2の事業を実施する者は、外食・中食・加工業者等又は外食・中食・加工業者等と行政等により構成する協議会（以下「外食・加工業者等」という。）であって、次の（1）から（3）までの要件の全てを満たすものとする。

なお、外食・中食・加工業者等と行政等により構成する協議会（以下「協議会」という。）については、併せて（4）の要件も満たすこととする。

- (1) 国産農産物等を活用した新規性のある商品の開発、製造を行う外食・中食・加工業者等であること。

また、協議会にあっては、国産農産物を活用した新規性のある商品の開発、製造を行う外食・中食・加工業者等が構成員であること。

- (2) 安定的に国産農産物等を原材料として供給することができる能力のある生産者（当該地域の1戸当たりの平均作付面積を超える者又は今後3年間でこれを超える計画を有する者をいう。以下同じ。）又は生産者団体等（以下「生産者」という。）との間で原材料の供給契約（流通事業者を交えた三者契約も可とする。以下「原料供給契約」という。）を本事業の実施年度中に締結すること。また、協議会においては、構成員である外食・中食・加工業者等が生産者との間で原料供給契約を締結すること。

なお、原料供給契約は、複数の生産者との締結を基本とする。

この場合において、原料供給契約の期間は、補助金の交付の翌年度から3年以上とし、毎年度更新することができるものとする。

- (3) 本事業により開発した商品については、国産農産物等を使用した商品である旨を商品の包装等に表示すること。
- (4) 協議会は、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

ア 都道府県又は市町村が構成員となっており、本事業の実施に必要な指導及び協

力が確実に得られること。

イ 取組の内容の決定に当たって様々な業種の事業者の意見が反映されるため、外食・中食・加工業者等を始めとして、様々な業種の事業者が構成員となっていること。

ウ 代表者の定めがあること。

エ 規約、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。

オ 各年度ごとの事業計画、収支予算書等が総会等で承認されていること。

第5 事業の内容

本事業の内容は、次のとおりとする。

1 生産者と外食・加工業者等との連携体制の構築等

事業実施主体は、国産農産物等を活用した加工食品の輸出向け新商品開発等を推進するため、次に掲げる事業の全部又は一部を行うものとする。ただし、(2)に掲げる事業の実施を必須とする。

(1) 全国推進会議の開催

本事業に係る全国推進会議の開催

(2) 公募選考会の開催

2の事業を実施する外食・加工業者等の公募選考会の開催

(3) 輸出向け新商品の開発等のための専門家による助言

輸出向け新商品の開発等のための専門家による外食・加工業者等に対する助言の実施

(4) 試作品の試食会、商談会等の開催

実需者や消費者等を対象とした試食・商談会等の開催

2 外食・加工業者等による輸出向け新商品の開発等

事業実施主体は、外食・加工業者等が行う次に掲げる事業について、その要する経費の全部又は一部を補助するものとする。ただし、(1)のウに掲げる輸出向け新商品の開発に必要な試作は必須とする。

(1) 輸出向け新商品の開発・試作

ア 輸出向け新商品の開発のための検討会の開催

イ 輸出向け新商品の開発のための市場調査の実施

ウ 輸出向け新商品の開発に必要な試作、試作品に係るパッケージの開発等

エ 試作品の評価検討会の開催

(2) 試作品のプロモーション

ア 試作品のPRパンフレット等の作成

イ 試作品の試食会、商談会等の開催

第6 補助対象経費等

1 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、別表1に掲げるとおりとする。また、事業実施主体にあ

っては第5の1の内容の一部を、外食・加工業者等にあつては第5の2の内容の一部を、それぞれ他の者に委託して行わせる場合には、次の事項を事業実施計画に記載しなければならない。

(1) 委託先

(2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

2 留意事項

(1) 補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要な経費であつて、本事業の対象として明確に区分することができるものであり、かつ、証拠書類によって金額等を確認することができるものとする。なお、その整理に当たっては、別表1の費目ごとに整理するとともに、特別会計等の区分整理を行うものとする。

(2) 国の他の助成事業により支援を受け、又は受ける予定となっている取組については、本事業の補助の対象外とする。

(3) 第5の2の新商品は、次のとおりとする。

自社でこれまで製造・販売をしていない新規性のある（単なるパッケージの変更や商品の形状の変更等を除く。）商品であること。

第7 補助率

本事業の補助率は、別表2に掲げるとおりとする。

第8 事業実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から平成31年3月31日までとする。

第9 事業実施等の手続

1 事業実施計画の作成及び承認手続

事業実施主体は、要綱第3の1の規定に基づき、別記様式第1号による事業実施計画を作成し、要綱別表2に掲げる事業承認者（以下「事業承認者」という。）の承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

要綱第3の2の食料産業局長が別に定める事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 事業実施主体の変更

(2) 事業の追加、中止又は廃止

(3) 成果目標の変更を伴う事業実施計画の変更

(4) 総事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増

(5) 総事業費又は国庫補助金の30%を超える減

(6) 第5の1の(1)から(4)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減

第10 事業の成果目標

- 1 事業実施主体は、第9の1の事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）において、本事業の成果目標を定めるものとし、本事業の成果目標は、本事業に取り組む外食・加工業者等が取り扱う国産農産物等の使用量を10%以上増加させるとともに、輸出向け新商品を5件以上開発させることとする。
- 2 本事業の成果目標の目標年度は、事業実施年度の5年後とする。
- 3 事業実施主体は、外食・加工業者等が定める本事業の成果目標について、外食・加工業者等から報告を受けるとともに、当該報告を取りまとめ、事業実施計画において定めた成果目標と異なる場合には、当該成果目標を変更し、別記様式第2号により事業承認者に報告するものとする。

第11 事業の実施

1 新商品開発等事業実施要領の作成

事業実施主体は、第5の2の事業の実施に当たり、あらかじめ、当該事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた新商品開発等事業実施要領（以下「事業実施要領」という。）を作成し、別記様式第3号により事業承認者に提出し、その承認を受けるものとする。事業実施要領を変更する場合も同様とする。

2 事業の公募

- (1) 事業実施主体は、第5の2の事業の実施に当たり、外部有識者等により構成される公募選考会を設置し、外食・加工業者等を公募により採択するものとする。

公募選考会は、外食・加工業者等が第4の2の要件に合致するか、外食・加工業者等から提出された新商品の開発等に係る事業実施計画（以下「商品開発事業計画」という。）が適切であるか等について審査を行うものとする。

なお、事業実施主体は、外食・加工業者等を公募するごとに、公募選考会を開催し、審査を行うものとする。

- (2) 事業実施主体は、採択された商品開発事業計画を取りまとめ、別記様式第4号により、事業承認者に報告するものとする。

3 事業の委託

事業実施主体は、本事業の一部を事業承認者が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。

第12 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度から5年間、毎年度、外食・加工業者等に本事業の実施状況報告書を作成させ、事業実施主体に提出させるものとする。

- 2 事業実施主体は、毎年度、1の実施状況報告書を取りまとめの上、別記様式第5号による実施状況報告書を作成し、当該年度の翌年度の6月30日までに事業承認者に報告するものとする。

第13 事業の評価

- 1 事業実施主体は、第10の2の目標年度の翌年度において、自ら成果目標の達成状況を評価し、別記様式第6号により、目標年度の翌年度の7月末日までに事業承認者に報告するものとする。

- 2 事業承認者は、1による報告を受けた場合には、別記様式第7号により、成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に対する事業実施主体の自己評価が適正であるかどうかについて評価を行うものとする。

また、評価に当たっては、1による報告を受けた事業実施主体の自己評価の内容を確認し、必要に応じて事業実施主体から聴き取りを行い、評価結果を取りまとめるものとする。

なお、評価に当たっては、食料産業局長が別に定める評価検討委員会を開催し、外部識者の意見を踏まえるものとする。

第14 情報の取扱い

事業実施主体となった団体の職員及び公募選考会の委員は、本事業の実施に当たって知り得た外食・加工業者等の開発する商品等に関する情報を第三者に漏らしてはならない。これらの職を退いた後についても同様とする。

第15 開発された商品・技術の帰属

本事業により発生した特許権等については、次の1から4までの条件の遵守を約する確認書を、公募による選定後に事業実施主体を通じ、国に提出することを条件に、外食・加工業者等に帰属させることとする。ただし、国に提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、国に許諾することとする。

- 1 成果が得られた場合には、遅滞なく国に報告すること。
- 2 国が、公共の利益のために特に必要があるとして要請する場合には、当該特許権等無償で利用する権利を、国又は国が指定する者に許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合であって、特に必要があるとして国が要請するときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- 4 当該特許権等を第三者に譲渡又は許諾する場合には、事前に国と協議して承諾を得

ること。

第16 収益納付

- 1 事業実施主体又は外食・加工業者等が本事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、事業実施主体は、要綱第6の1の規定に基づき、別記様式第8号により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、当該報告に係る年度の翌年度の6月末までに事業承認者に報告するものとする。ただし、事業承認者は、特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。
- 2 事業承認者は、事業実施主体又は外食・加工業者等が相当の収益を得たと認めた場合には、その収益の全部又は一部の金額について、事業実施主体に納付を命じることができるものとする。
- 3 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、事業承認者は、特に必要と認める場合には収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成31年2月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお、従前の例による。

別表 1

補助対象経費

費目	細目	内容	注意点
事業費	会場借料	本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場借料にかかる経費	
	会場設営費	本事業を実施するために直接必要な会議・商談会等を開催する場合における設営（情報案内コーナー等の設置を含む。）にかかる経費	
	通信運搬費	本事業を実施するために直接必要な郵便及び運送にかかる経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	本事業を実施するために直接必要な事務機器、試験機器等の借上げ経費	
	印刷製本費	本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷にかかる経費	
	広告・宣伝費	本事業を実施するために直接必要なポスター・チラシ等の作成・配布、広告掲載等にかかる経費	
	情報発信費	本事業を実施するために直接必要な情報発信（事業の案内や成果発信等）にかかる経費	・コンテンツの作成、システム管理等のWEBによる情報発信の経費を含む。
	資料購入費	本事業を実施するために直接必要な図書及び参	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されている

		考文献にかかる経費	ものを除く。
	原材料費	本事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料にかかる経費	・ 原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	本事業を実施するために直接必要な次の物品にかかる経費 ・ 短期間（本事業の実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額の物品 ・ C D - R O M等の少額（3万円未満）の記録媒体 ・ 試験等に用いる少額（3万円未満）の器具等	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	本事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	本事業を実施するために直接必要な資料の収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施にかかる経費	
謝金		本事業を実施するために直接必要な資料の整理、補助、専門的知識の提供、調査資料の収集等に当たり、協力を得た人に対する謝礼にかかる経費	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・ 事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。

			・調査員に対する謝金は、実施する調査の種類ごとに実施方法（目的、期間、範囲、対象、調査員数等）を記載した資料を添付すること。 ・相談員に対する謝金については、相談の内容やアドバイスを記した相談シートを添付すること。 （本事業に係る公募要領に基づき提出済みの添付資料から変更がないときは、事業実施計画書の備考欄に「添付資料〇〇は〇月〇日に提出済みのため省略。」と記載することにより、提出を省略可。この場合、事業の評価終了までの間、当該資料を備え付けておくこと。）
賃金		本事業を実施するために直接必要な業務を目的として、本事業を実施する事業実施主体の構成員又は事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた単価（日給又は時間給）の経費	・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 （本事業に係る公募要領に基づき提出済みの添付資料から変更がないときは、事業実施計画書の備考欄に「添付資料〇〇は〇月〇日に提出済みのため省略。」と記載することにより、提出を省略可。この場合、事業の評価終了までの間、当該資料を備え付けておくこと。） ・雇用通知書等により本事業により雇用し又は従事したことを明らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。

			・実働に応じた対価以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金、各種手当）は認めない。 ・「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）によるものとする。
委託費		本事業に係る補助金の交付の目的である事業の一部分（例えば、全国推進会議の開催等）の他の者（応募団体が民間企業の場合にあっては、自社を含む。）への委託にかかる経費	・事業の委託は、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り行えるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・本事業の根幹をなす業務の全ての委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合には、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		本事業を実施するために直接必要で、かつ、それだけでは本事業の成果としては成り立たない分析、調査、試験、設計、加工及び運搬等にかかる経費	・民間企業内部で社内発注を行う場合には、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
備品費		本事業を実施するために直接必要な試験・調査備品にかかる経費 ただし、借上げを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上の場合とし、該当する設備・備品を1社しか扱っていない場合を除く）やカタログ等を添付する

			こと（本事業に係る公募要領に基づき提出済みの添付資料から変更がないときは、事業実施計画書の備考欄に「添付資料〇〇は〇月〇日に提出済みのため省略。」と記載することにより、提出を省略可。この場合、事業の評価終了までの間、当該資料を備え付けておくこと。）。 ・耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合には、使用・管理に関する契約を締結すること。
雑役務費	手数料	本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込にかかる経費	
	印紙代	本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する収入印紙（印紙税）にかかる経費	
	社会保険料	本事業を実施するために直接雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	本事業を実施するために直接雇用した者に支払う通勤にかかる経費	

上記の経費であっても、次に掲げる場合には、補助対象経費とは認めないものとする。

1. 本事業の補助を受けて作成した試作品及び販売促進資材を有償で配布した場合
2. 補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体が具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタル等をした場合

別表 2

事業内容	補助対象経費	補助率
1 生産者と外食・加工業者等との連携体制の構築等	(1) 全国推進会議の開催に要する経費	定額
	(2) 外食・加工業者等の公募選考会の開催に要する経費	定額
	(3) 輸出向け新商品の開発等のための専門家による助言に要する経費	定額
	(4) 試作品の試食会、商談会等の開催に要する経費	定額
2 外食・加工業者等による輸出向け新商品の開発等	(1) 輸出向け新商品の開発・試作に要する経費	定額
	(2) 試作品のプロモーションに要する経費	定額

別記様式第1号

番 号
年 月 日

(事業承認者) 殿

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

印

平成○年度外食産業等と連携した加工食品の輸出需要拡大対策事業実施計画の
(変更) 承認申請について

平成○年度において、下記のとおり外食産業等と連携した加工食品の輸出需要拡大対策事業を実施したいので、外食産業等と連携した加工食品の輸出需要拡大対策事業実施要領(平成28年10月11日付け28食産第2703号農林水産省食料産業局長通知)第9の1の規定に基づき、関係書類を添えて(変更)承認申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別添「外食産業等と連携した加工食品の輸出需要拡大対策事業実施計画書」のとおり
注：本事業に係る公募要領に基づき提出済みの事業実施計画から変更がないときは、「○月○日に提出済みのため省略。」と記載することにより、提出を省略可。この場合、事業の評価終了までの間、当該資料を備え付けておくこと。

3 事業に要する経費及び負担区分

事業の内容	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	その他()	
1 生産者と外食・加工業者等との連携体制の構築等 (1) 全国推進会議の開催 (2) 外食・加工業者等の公募選考会の開催	千円	千円	千円	

(3) 輸出向け新商品の開発等のための専門家による助言				
(4) 試作品の試食会、商談会等の開催				
2 外食・加工業者等による輸出向け新商品の開発等				
(1) 輸出向け新商品の開発・試作				
(2) 試作品のプロモーション				

注：事業の一部を他の者に委託して実施する場合には、委託先及び委託費を備考欄に記入すること。

4 事業開始及び完了予定年月日

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

注：本事業に係る公募要領に基づき提出済みの事業実施計画から変更がないときは、「〇月〇日に提出済みのため省略。」と記載することにより、提出を省略可。この場合、事業の評価終了までの間、当該資料を備え付けておくこと。

別記様式第1号 別添

外食産業等と連携した加工食品の輸出需要拡大対策事業実施計画書

1 事業計画概要

(1) 本事業の対象となる加工食品及び原料とする国産農産物等

--

注：本事業の対象となる加工食品の品目名を記載すること。

また、原料とする国産農産物等の名称を括弧内に記載すること。

(2) 本事業により取り組む輸出向け新商品の開発等

ア 事業内容の件数	
① 輸出向け新商品の開発・試作	件
② 試作品のプロモーション	件
イ 本事業により開発する輸出向け新商品	
(例) 1 これまでに製造・販売していなかった〇〇を原材料とした△△の開発 2 ...	
ウ 本事業により開発した試作品のプロモーション	
(例) 1 本事業により開発した試作品を広くPRするための〇〇〇の作成 2 ...	

注：イからウまでの欄には、複数の取組が見込まれる場合には、それぞれに対応した番号を付し、全て列記すること。

(3) 国産農産物等の原料供給契約

ア 国産農産物等の原料供給契約を締結する生産者件数		
1	青果物	件
2	茶等工芸農作物	件
3	穀類	件

	4 いも類等甘味資源作物	件
	5 畜産物	件
	6 特用林産物	件
	7 水産物	件
イ 契約数量（年間、トン）		
	1 青果物	
	2 茶等工芸農作物	
	3 穀類	
	4 いも類等甘味資源作物	
	5 畜産物	
	6 特用林産物	
	7 水産物	

(4) 成果目標

成果目標の具体的な内容	計画時 (平成 30 年)	目標値 (平成 35 年)
(例) 本事業に参加した事業実施者が取り扱う 国産青果物の使用量を 10%増加	○ t	△ t
本事業に参加した事業実施者が輸出向け 新商品を 5 件以上開発	○件	△件

注： 成果目標の目標年度は、事業実施年度の 5 年後とする。

成果目標は、外食・加工業者等が取り扱う国産農産物等の使用量10%以上の増加
及び輸出向け新商品の 5 件以上の開発とする。

2 事業別内訳

(1) 生産者と外食・加工業者等との連携体制の構築等

ア 全国推進会議の開催

時期	場所	事業内容	参集範囲、参加者数	事業費	負担区分		備考
					国庫補助金	その他 ()	
				円	円	円	
計							

イ 外食・加工業者等の公募選考会の開催

時期	場所	事業内容	参集範囲、参加者数	事業費	負担区分		備考
					国庫補助金	その他 ()	
				円	円	円	
計							

ウ 輸出向け新商品の開発等のための専門家による助言

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	その他 ()	
	円	円	円	
計				

エ 試作品の試食会、商談会等の開催

時期	場所	事業内容	参集範囲、参加者数	事業費	負担区分		備考
					国庫補助金	その他 ()	
				円	円	円	
計							

(1) ア～エの小計

事業費	負担区分		備考
	国庫補助金	その他 ()	
円	円	円	

注1： 事業内容は、必要に応じて別紙を用いるなどして記載すること。

2： 備考欄には、積算基礎等を記載すること。

3： 事業の一部を他の者に委託する場合には、備考欄に委託先と委託する事業の内容及びそれに要する経費を記載すること。

(2) 外食・加工業者等による輸出向け新商品の開発等

ア 輸出向け新商品の開発のための検討会の開催

外食・加工業者数	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	その他 ()	
		円	円	円	
計					

イ 輸出向け新商品の開発のための市場調査の実施

外食・加工業者数	調査対象者名	事業内容	事業費	負担区分		備考
				国庫補助金	その他 ()	
			円	円	円	
計						

ウ 輸出向け新商品の開発に必要な試作、試作品に係るパッケージの開発等

外食・加工業者数	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	その他 ()	
		円	円	円	
計					

エ 試作品に係る評価検討会の開催

外食・加工業者数	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	その他 ()	
		円	円	円	
計					

オ 試作品のプロモーション

外食・加工業者数	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	その他 ()	
		円	円	円	
計					

(2) ア～オの小計

事業費	負担区分		備考
	国庫補助金	その他 ()	
円	円	円	

注1： 事業内容は、必要に応じて別紙を用いるなどして記載すること。

2： 備考欄には、積算基礎等を記載すること。

3： 事業の一部を他の者に委託する場合には、備考欄に委託先と委託する事業の内容及びそれに要する経費を記載すること。

(1) + (2) の計

事業費	負担区分		備考
	国庫補助金	その他 ()	
円	円	円	

別記様式第2号

番 号
年 月 日

(事業承認者) 殿

事業実施主体名
代 表 者 氏 名 印

平成○年度外食産業等と連携した加工食品の輸出需要拡大対策事業
の成果目標について

外食産業等と連携した加工食品の輸出需要拡大対策事業実施要領（平成28年
10月11日付け28食産第2703号農林水産省食料産業局長通知）第10の3の規
定に基づき、関係書類を添えて報告する。

(注) 関係書類として、別記様式第2号－2を添付すること。

別記様式第2号-2

事業実施主体名 _____

対象品目名 _____

成果目標

外食・加工 業者等名	新商品名	国産農産物等の取扱量		増加量
		現状値	目標値	
計				

注1：対象の加工食品の品目ごとに取りまとめること。

2：欄が不足する場合は、適宜追加すること。

3：外食・加工業者等による新商品の開発等に係る全ての事業実施計画書を添付すること。

別記様式第3号

番 号
年 月 日

(事業承認者) 殿

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

印

平成○年度外食産業等と連携した加工食品の輸出需要拡大対策事業の新商品開発等
事業実施要領の（変更）承認申請について

外食産業等と連携した加工食品の輸出需要拡大対策事業実施要領（平成28年10月11日付
け28食産第2703号農林水産省食料産業局長）第11の1の規定に基づき、新商品開発等事業
実施要領の承認を申請する。

（注）関係書類として、新商品開発等事業実施要領を添付すること（要領第12の2の（2）
の規程に基づき、別記様式第5号で提出済みの事業実施計画から変更がないときは、
外食・加工業者等ごとに「○月○日に提出済みのため省略。」と記載することにより、
提出を省略可。この場合、事業の評価終了までの間、当該資料を備え付けておくこと。）。

別記様式第4号

番 号
年 月 日

(事業承認者) 殿

事業実施主体名

代 表 者 氏 名 印

平成○年度外食産業等と連携した加工食品の輸出需要拡大対策事業の新商品開発等事業実施計画の報告について

外食産業等と連携した加工食品の輸出需要拡大対策事業実施要領（平成28年10月11日付け28食産第2703号農林水産省食料産業局長通知）第11の2の（2）の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注） 関係書類として、新商品の開発等に係る事業実施計画を添付すること。

別記様式第5号

番 号
年 月 日

(事業承認者) 殿

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

印

外食産業等と連携した加工食品の輸出需要拡大対策事業の実施状況報告に
ついて（平成〇年度）

外食産業等と連携した加工食品の輸出需要拡大対策事業実施要領（平成28年10
月11日付け28食産第2703号農林水産省食料産業局長通知）第12の2の規定に基づ
き、下記のとおり報告する。

記

外食・加工業者等から提出のあった本事業の実施状況報告書の一覧

番号	外食・加工業者等名	商品名	備考

注：外食・加工業者等が別添様式に準じて作成し、事業実施主体に提出した外食
産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業実施状況報告書を添付すること。

別記様式第5号 別添

外食産業等と連携した加工食品の輸出需要拡大対策事業実施状況報告書

1 事業の実施状況

番号	商品名	商品の輸出量（トン）	
		計画	実績

注：経年により商品名を変更した場合には、後継商品名を記載し、元の商品名を括弧書により記載すること。

2 国産農産物等の利用実績

区分 年度	契約相手先 (生産者)	契約数量		契約単価 ②	年間契約額 ①×②	備考
		計画	実績 ①			
初年度 (年度)						
2年度 (年度)						
3年度 (年度)						
4年度 (年度)						
5年度 (年度)						

注1：備考欄には、契約期間を記載すること。

2：当該年度分を追記した上で、毎年度提出すること。

3 事業実施の効果

年度 区分	商品名	年間輸出数量 (トン) 年間売上額 (円)	備考
初年度 (年度)			
2年度 (年度)			
3年度 (年度)			
4年度 (年度)			
5年度 (年度)			

注1：初年度欄には、事業実施年度の翌年度の実績数値を記載すること。

2：当該年度分を追記した上で、毎年度提出すること。

別記様式6号

番 号
年 月 日

(事業承認者) 殿

所 在 地
事業実施主体名
代表者氏名
印

外食産業等と連携した加工食品の輸出需要拡大対策事業の評価報告（平成〇年度）

外食産業等と連携した加工食品の輸出需要拡大対策事業実施要領（平成28年10月11日付
け28食産第2703号農林水産省食料産業局長通知）第 13の 1 の規定に基づき、別添のとおり
報告する。

（注）関係書類として、別記様式第 7 号の評価報告書を添付すること。

別紙様式第7号

外食産業等と連携した加工食品の輸出需要拡大対策事業評価報告書

(事業実施主体名：〇〇、平成〇年度)

外食・加工業者等名	対象商品名	原料品目名	成果目標の具体的な内容	事業実施後の状況							成果目標の具体的な実績	事業実施年度	事業実施主体の評価	備考
				計画時 (平成△年)	1年後 (平成〇年)	2年後 (平成〇年)	3年後 (平成〇年)	4年後 (平成〇年)	目標年度 5年後 (平成〇年)	目標値 (平成〇年)	達成率			
〇〇法人	りんごジャム	りんご	国産りんごの使用量を10%増	20,000kg						25,000kg	100%	りんごの使用量が〇〇kg増加し、達成率が〇%		

事業実施者の平均増加率	〇%	総合所見
-------------	----	------

別記様式第8号

番 号
年 月 日

(事業承認者) 殿

所 在 地
事業実施主体名
代表者氏名

印

平成○年度外食産業等と連携した加工食品の輸出需要拡大対策事業収益状況報告書

平成○年○月○日付け○第○○号をもって補助金の交付決定の通知があった外食産業等と連携した加工食品の輸出需要拡大対策事業に関する平成○年度の収益の状況について、外食産業等と連携した加工食品の輸出需要拡大対策事業実施要領(平成28年10月11日付け28食産第2703号農林水産省食料産業局長通知)第16の1の規定に基づき、別添のとおり報告する。

(別添)

1 事業の内容

2 補助事業の実施により得られた収益の累計額

円

3 上に要する費用の総額

円

4 補助金の確定額 ○年○月○日付け○第○号により確定

円

5 前年度までの収益納付額

円

6 本年度収益納付額

円

(積算根拠)

(注) 収益計算書等を添付すること。